

第4章 近代和歌山の発展



# 地租改正と那賀郡の農民

時代区分	旧石器・縄文・弥生時代
	古墳時代
	飛鳥・奈良・平安時代
	鎌倉・室町時代
	戦国・安土桃山時代
	江戸時代
	明治・大正・昭和(戦前)時代
昭和(戦後)・平成時代	

## 地券の発行

明治政府は、富国強兵、殖産興業をかねて政治をすすめました。そのための財源を確保する必要がありました。封建時代は、領主が年貢を村ごとに割り当て、収穫量を基準に現物(米)を徴収しましたが、明治になって地租は地価を基準にして貨幣で納めるようになりました。そのため、地租改正という土地に関する大きな改革を行い、土地の所有者に地券を発行しました。地券には、豊作や凶作にかかわらず、一律に算定された地価の3% (後に2.5%) の税率をかけた地租を貨幣で納めるように記されています。地租は自分がその田畑を耕作しているかどうかに関係なく、地券をもっている人が納めなければなりません。政府はまた、1872(明治5)年に地券を発行して土地の所有者を決めましたが、このとき、市街地にあった武家屋敷や町家および入会地などの無税地も調査しています。そのため和歌山・田辺・新宮の城下町でも新しい税を納めています。農村部では1874年までは江戸時代と同じ方法で納めていました。



地券

## 和歌山県の地租改正

1873(明治6)年7月に地租改正条例が公布されたことにより、和歌山県でも翌年4月に地租改正の担当係を県庁におき、各郡にも地租改正係がおかれしました。1875年3月に地租改正を実施するための心得が公布されました。これにもとづいて全县で測量がはじめられました。測量は戸長・副戸長ら地方の有力者を任命して村ごとに実施しました。

測量が終わると、各村の総代が中心となって、土地の等級の原案を作り、県令(県知事)へ提出しました。県は検査官を各地に派遣して調査を行いました。その結果、県下1,302か村のうち503か村が調査のやり直しを命じられました。国や県が当初、予想していた額よりも少なかったからです。再調査のうえ、土地の面積や収穫を増やして報告させられることになりました。

このような厳しい調査の結果、和歌山県では江戸時代末期に田・畑・宅地の面積が3万4,238町歩だったのが、4万9,466町歩と44.5%も増加しました。

## 粉河騒動おこる

和歌山県では米1石(180l)あたりの値段を5円50銭と告示しました。この米価をもって地価を決める基礎にされると、たいへん高い地価になり、また地租も高い金額になってしまいます。当時の那賀郡で

\*1 町村の行政をした役人。

は米の取引値段は4円60銭ぐらいでしたから、5円50銭はあまりにも高すぎました。

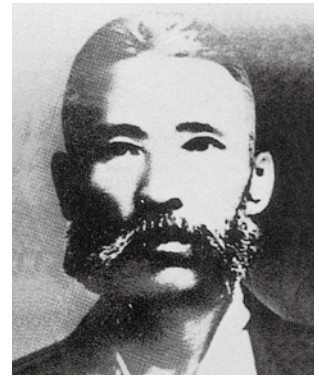
粉河の児玉仲児が和歌山県令神山郡廉に提出した意見書には、和歌山県を同一の米価で地価を決めないで、米価の高い地域と低い地域の差をつけてほしいと要求し、県になぜ同一の米価にしたのか理由の説明を求めています。しかし、県令は、回答をしないままで米価を決めてしまいました。

那賀郡の戸長・副戸長らが粉河に集まって協議し、米価の引下げを陳情しましたが、県は県下の10か所の米価を平均して5円27銭と少し下げて、那賀郡の農民の要求をかわそうとしました。戸長・副戸長ら16名は名を連ねて、これでは承服できないから、もう一度考え直してほしいと更正願を提出しました。

1876年5月、県庁から呼出しを受けて出頭した戸長・副戸長ら全員が、政府に反抗しているとの理由で捕えられてしまいました。心配して長田観音や粉河寺に集った農民たちは、捕えられた人の釈放を求めて和歌山へ向かいましたが、堺県の弓削警部らの説得や県の要請で大阪鎮台の兵隊が出動したという知らせを聞いて自重しました。

和歌山県では、粉河の農民の騒動のほかにも日高郡脇ノ谷村（印南町）や西牟婁郡鮎川村（田辺市）などでも不穏な状況がおこっており、県が示した地租改正を承知しない村が33か村もありました。

新しい政治を行おうとする明治政府は、いろいろな面で費用がかかりましたが、そのほとんどを農民が納める地租に頼らなければなりません。農民は重い負担にたえながらも、政治に対する関心をだいに高めていきました。



児玉仲児



わかやまの知識



### 【猛山学校】

自由民権運動が全国的に広まった1877（明治10）年9月ごろ、粉河寺境内にその山号の風猛山にちなんだ猛山学校が設立されました。開設を勧めた1人が、当時、明治政府の高官であった陸奥宗光です。これに応じた児玉仲児たちは、地租改正における弾圧で人々がなくしていた活気を回復するため、自由で自主的な気力をもつ若者の育成に期待したのです。翌年2月、自由民権の結社ともいべき実学社が創設されました。社名は、「学を空言にせず実行する」という意味です。今、文明の時代に出会わした者が、この機会を生きし応分の義務を尽くし各自の権利を守り、自らを成長させるための組織として実学社は出発しました。そして若者の教育も重要と考え、実学社が管理する猛山学校を設置したのです。猛山学校の経営は、生徒の授業料と有志の寄付により、入学資格を小学校卒業または学齢をこえた者とししました。歴史・法律・作文・算数を授業し、文学批評会と演説会を実施し、英語も教えイギリスのベンサムなどの自由主義も説かれました。生徒は、那賀郡を中心に120人をこえる時もあり、のちに桃谷順天館の創業者や代議士などが出ましたが、実学社が解社した翌年（1883）に廃校となりました。

ほかに実学社社員が係わった私学校に、丁ノ町村（かつらぎ町）の自助義塾、豊田村（紀の川市）の共学舎などがありました。



実学社猛山学校跡（粉河寺）